

事業再生シンポジウム
「中小企業の事業再生等のガイドラインの事例と実務」
栗田長官ご挨拶案
(令和6年5月21日(火))

ご紹介いただきました金融庁長官の栗田照久でございます。本日もご出席の皆様におかれましては、日頃より、中小企業等の経営改善・事業再生支援並びに再チャレンジ支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援の必要性が高まっています。

そうした中、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が本年1月に改訂され、金融機関による、経営改善支援・事業再生支援に向けた本格的な取組が進められているところです。

加えて、金融庁では本年4月から、経営改善・事業再生支援の本格化に向けて監督指針の適用を開始し、

事業者の現状のみならず、状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた早め早めの対応を金融機関へ促しているところです。

また、中小企業の倒産時に、個人保証をしている経営者が個人破産となるケースが多いことは、中小企業の経営者にとって事業再生に向けた早期決断の大きな阻害要因になっているとの指摘もございます。そうした中、廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方が昨年11月に改定され、企業経営者に退出希望がある場合の早期相談の重要性が示されております。

経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理が一層促進され、保証人が新たなスタートに早期に着手できる社会を構築することが期待されます。そのためには金融機関と弁護士の皆様の協力が何よりも重要です。

特に金融機関から聞いている話ですと、経営改善や事業再生を検討されている事業者は金融機関に相談する場合も多いものの、廃業を検討されている事業者は金融機関よりも先に弁護士に相談する事例が多いと聞

いております。このため、初動の段階からうまく経営者保証ガイドラインの活用を検討いただけるよう、弁護士の皆様にご理解・ご協力賜れますと幸いです。

なお、昨年12月に日本弁護士連合会を通じて弁護士会への周知を依頼させていただき、本年2月に各裁判所にはパンフレットの備え付けを依頼をさせていただいたところですが、引き続き周知のほどよろしく願います。

最後になりますが、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援並びに再チャレンジ支援を進めていくにあたり、専門家の皆様のご理解・ご協力は不可欠です。引き続き、皆様方にもこうした取組の趣旨を踏まえたご対応に努めて頂きますよう、お願いを申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

(以 上)